

協働による地域課題解決公募型事業補助金交付要綱

平成 31 年 3 月 25 日

総合政策部生活・協働・男女参画課

(趣旨)

第 1 条 県は、本格的な少子高齢化、人口減少時代が到来するなど、社会情勢の変化や多様化・複雑化する県民ニーズに対応するため、NPOはもとより、社会貢献活動に積極的に取り組んでいる企業、一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人等の多様な主体によるグループが実施する協働事業の提案に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たす法人（営利又は非営利の別を問わない。）及び任意団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 宮崎県内に事務所を有すること。
- (2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) 県税に未納がないこと。
- (5) 活動実績が 1 年以上あること（団体の場合に限る。）。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としないこと。
- (7) 5 名以上の構成員で組織され、運営に関する規則（定款、規約等）があること。
- (8) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助事業、補助対象経費、補助率等)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税

法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(法人の場合)(別記様式第3号)
- (2) 第2条第3号に係る誓約書(別記様式第4号)
- (3) 県税の納税の義務がある者にあつては、第2条第4号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げができる期限)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助事業の内容の変更(事業目的を変更しない範囲のものに限る。)で補助金の額に変更を生じないものとする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更の理由及び内容を記載した変更承認申請書(別記様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

2 申請者は、この補助金の支払を請求しようとするときは、請求書(別記様式第6号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
- (3) 領収書その他の事業の実施に要した経費を証する書類
- (4) 事業実施に当たっての写真（実施風景）及び成果物

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第7号）により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（書類の提出部数等）

第12条 規則及びこの要綱の定めにより知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別に定めるところによる。

（その他）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る協働による地域課題解決公募型事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係る協働による地域課題解決公募型事業補助金から適用する。

別表（第2条関係）

補助事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
宮崎県総合計画長期ビジョンに掲げる目指す将来像の実現に向けた事業	報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費（購入単価10万円未満のものに限る。）、燃料費、印刷製本費、食糧費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料その他知事が必要と認める経費	10/10以内	50万円以内（消費税及び地方消費税含む。）

別記

様式第1号（第5条、第11条関係）

事業計画（実績）書

① 事業名 （目指す将来像）	（ ）
② 事業のスケジュール	
③ グループ及び県関係課の構成	
④ 現状と課題	
⑤ 事業内容	
⑥ 事業実施による効果	
⑦ 事業を協働して行う必要性及び協働の効果	
⑧ 各法人（任意団体）及び県関係課の役割分担	
⑨ 次年度以降の展開	
⑩ その他	

様式第2号（第5条、第11条関係）

収 支 予 算 （ 決 算 ） 書

収 入

区 分	金 額 （円）	備 考
(例) 県補助金 自己資金		
計		

支 出

区 分	金 額 （円）	備 考
(例) 印刷製本費		
計		

宮崎県知事 殿

住 所
氏 名
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。 → 確認印をうけてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。
→ 確認印をうけてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。 → 確認印をうけてください。

市（町・村）確認印

宮崎県知事 殿

住 所

ふりがな

氏 名

（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

生年月日 年 月 日（性別）

誓 約 書

私は、 年度協働による地域課題解決公募型事業補助金の交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

宮崎県知事 殿

住所
法人（団体）名
代表者名

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け第 号により交付決定のあった 年度協働による地域課題解公募
型事業については、協働による地域課題解決公募型事業補助金交付要綱第9条の規定により、
下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

請 求 書

- 1 補助金名 協働による地域課題解決公募型事業補助金
- 2 補助金交付決定（確定）額 金 円
- 3 今回請求額 金 円

上記のとおり請求します。

年 月 日

住所
法人（団体）名
代表者名
担当者
連絡先

宮崎県知事 殿

（口座振替申出先）

金融機関	銀行 支店
預金の種類	
口座番号	
（フリガナ） 口座名義	

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住所
法人（団体）名
代表者名

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け第 号により交付決定通知のあった協働による地域課題解決公募型事業補助金について、協働による地域課題解決公募型事業補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の
確定額
(年 月 日付け第 号による確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れ
に係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 | 金 | 円 |